

衛生と環境

No.110

2004年12月1日

編集 滋賀県立衛生環境センター
発行 〒520-0834 大津市御殿浜 13-45
Tel 077-537-3050 Fax 077-537-5548
e-mail : ef45@pref.shiga.jp



【化学物質の測定：GC / MS】

内容

廃棄物について
温泉とは何か
人の健康の保護に関する要監視項目
の追加について
クリプトスポリジウム症について

廃棄物について

はじめに

わが国では、廃棄物処理法制定までは、廃棄物は清掃法(昭和29年制定)の規定に基づき処理されてきました。この清掃法は、市街地における汚物の処理の実施等、住民の居住環境を防疫上の見地から清潔に保つことによって公衆衛生の向上を図ることを主目的に制定されていました。

昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長によって国民の生活水準が飛躍的に向上しましたが、その一方、水質汚濁や大気汚染等の公害問題が深刻化するとともに、大都市圏を中心に膨大な量の廃棄物が発生し、それらの不適切な処理、処分を原因とする環境汚染が進み社会問題化しました。

これらの公害問題、環境汚染への対応策として、国では、法の整備等に取り組みました。

今回は法令を基に、廃棄物の種類、処理業、処理施設に関する事項の概要を紹介します。

廃棄物処理法

昭和42年に公害対策基本法が、昭和43年には大気汚染防止法、騒音規制法が制定されました。さらに、昭和45年の「公害国会」において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(ここでは「廃棄物処理法」といいます。)」、水質汚濁防止法等の公害関係法が制定、改正されました。

この廃棄物処理法の主な目的は、現状に即した廃棄物の処理体系を整備して生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることで、その主な内容は次のようなものでした。

- (1) 廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に分ける。
- (2) 市町村は、区域内の一般廃棄物が適正に処理できるよう処理計画を策定しなければならず、その処理責任は原則として市町村にある。
- (3) 事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物の場合も一般廃棄物の場合もその処理責任は事業者にある。

産業廃棄物については、事業者の責任において、自ら産業廃棄物処理基準に従って処理するか、または都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、施行令で定める基準に従って、委託処理しなければならない。

廃棄物処理法は、その後、特に近年では毎年のように改正され、現在に至っています

廃棄物の分類

1. 「廃棄物」とは

廃棄物処理法では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれらによって汚染されたものを除く)」と規定されています。

これらに該当するか否かは、「その物の性状、排出状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無および占有者の意志等を総合的に勘案して判断すべきものである。」とされています。

2. 「一般廃棄物」と「産業廃棄物」

廃棄物は、処理責任の体系から「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに分類されます。

「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、法令で20種類が定められています。

「事業活動」とは、製造業や建設業だけでなく、商業活動(オフィス、商店)、公共事業(水道事業、学校)等も含まれます。

「産業廃棄物」には量的な規定がありませんので、個人事業者等、事業規模が小さい場合や、排出量が少ない場合でも、法令で定める廃棄物に該当すれば「産業廃棄物」となります。

「産業廃棄物」には、燃え殻、污泥等のように「すべての事業活動」によって排出されるものが該当する場合と、紙くず、木くず等のように「特定の事業活動」によって排出されるものだけが該当する場合があります。

「一般廃棄物」とは「産業廃棄物」以外の廃棄物をいいます。

3. 事業系一般廃棄物

例えば、紙くずは、製紙工場から排出される場合は「産業廃棄物」となりますが、商店や病院から排出される場合は「一般廃棄物」になります。

このように「事業活動に伴って排出される廃棄物」で

「一般廃棄物に該当するもの(つまり、産業廃棄物以外のもの)」を、通常、「事業系一般廃棄物」と呼んでいます。

「事業系一般廃棄物」には、先の例の紙くず以外に、飲食店から排出される残飯、造園業から排出される剪定枝、枯葉等があります。

4. 「特別管理産業廃棄物」と「特別管理一般廃棄物」

「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」とは、「産業廃棄物」、「一般廃棄物」のうち、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの」を、それぞれいいます。

特別管理の廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、常に注意して取り扱わなければならないもので、普通の廃棄物とは別に処理方法等が定められています。

産業廃棄物の処理業

事業活動を行っている者は、その事業活動に伴って排出された「産業廃棄物」を、法令で定める処理基準に従って自ら処理するのが原則です。しかし、現実には、最終処分まで全て自己処理することは非常に少なく、産業廃棄物処理を専門に行っている業者等に委託するのが通常です。

他人から委託を受けて産業廃棄物処理を行おうとする者は、「産業廃棄物」および「特別管理産業廃棄物」の種類ごとに、事業を行ううえで必要とする都道府県知事から、業の許可を受けなければなりません。

1. 処理業の許可の種類

処理業には収集運搬業と処分業があり、許可には次の4種類があります。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業
- (2) 産業廃棄物処分業
- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- (4) 特別管理産業廃棄物処分業

処分業には中間処分業と最終処分業があります。

2. 処理業の許可の条件

処理業の許可を受けるためには、申請者が次の要件に適合しなければなりません。

(1) 申請者の能力について

申請者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続的に行えるものとして、法令で定める基準に適合しなければなりません。

(2) 処理施設について

事業に使用される処理施設が、その事業を的確に、かつ、継続的に行えるものとして、法令で定める基準に適合しなければなりません。

(3) 欠格要件について

申請者のうち、法に従った適正な業の遂行が期待できない者を排除することを主旨としており、申請者が破産者、暴力団員等に該当しないことが規定されています。

産業廃棄物の処理施設

1. 処理業に必要な処理施設

産業廃棄物の処理施設を保存もしくは設置する場合、廃棄物の種類、処分内容に応じ、それらを適正に処理する施設が必要となります。

(1) 収集運搬業の場合

産業廃棄物が飛散、流出したり、悪臭が漏れたりするおそれのない運搬施設(運搬車、運搬容器等)が必要です。

運搬施設は、運搬にあたっての安全性を確保できるものでなければなりません。

積替施設を有する場合は、産業廃棄物が飛散、流出、地下に浸透したり、悪臭が漏れたりするおそれのない施設であることが必要です。

(2) 中間処分業の場合

汚泥、廃油、廃酸又は廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくずの処分において、それぞれの処分に適する脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破砕、切断、溶融のための施設およびその他の処理施設が必要です。

処理施設は、処分または再生にあたっての安全性を確保できるものでなければなりません。

保管施設を有する場合は、産業廃棄物が飛散、流出、地下に浸透したり、悪臭が漏れたりするおそれのない施設であることが必要です。

(3) 最終処分業(埋立処分業)の場合

産業廃棄物の種類に応じ、それらの埋立処分に適する最終処分場およびブルドーザーその他の施設が必要です。

最終処分場は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」等に適合し、埋立処分にあたっての安全性を確保できるものでなければなりません。

2. 処理施設の許可の条件

処理施設を設置するときには、都道府県知事の許可を受けなければならない場合があります。

中間処理施設の場合は、施設の種類にもよりますが、一般的には一定の規模要件(処理能力が1日5t等)が定められており、これを超えるものを設置する場合には許可が必要です。

最終処理施設の場合は規模要件がなく、全ての施設(遮断型、安定型、管理型の最終処分場)について許可が必要です。

処理施設の許可を受けるための主な要件は、

- (1) 産業廃棄物処理施設の技術上の基準に適合すること。
- (2) 産業廃棄物の処理施設の設置、維持管理の計画が、周辺地域の生活環境の保全や周辺の施設について適正な配慮がなされていること。
- (3) 申請者が、その処理施設の設置および維持管理を的確に行える知識と技能、および継続して行える経理的基盤を有すること。
- (4) 申請者が欠格要件に該当しないこと。
- (5) その他、関係法令との調整を測ること。等です。

おわりに

以上、廃棄物の種類、処理等について、法令を基に概要を紹介しましたが、国の「循環型社会形成推進基本計画」の策定(平成15年3月)や当県の「滋賀県産業廃棄物税条例」の施行(平成16年1月)等、廃棄物の発生抑制、資源化等の廃棄物・リサイクル対策が総合的、計画的に推進されています。

廃棄物については、これまでの焼却、埋立処分から、今後は、発生抑制、リサイクル、資源化への取り組みが一層重要となります。

<参考文献>

- ・ 環境白書(平成16年度版) 環境省 編
- ・ 環境法令・解説集 ぎょうせい
- ・ 滋賀県の廃棄物(平成15年度版) 滋賀県
- ・ 滋賀の環境(2004) 滋賀県

[水環境科学担当]